

電話等サービス契約約款 【現改比較表】 2025年4月21日現在

～2025年4月20日	2025年4月21日～
目次（略） 第1章～第4章（略） 第5章 第1節～第7節（略） 第8節 第14条の54～61（略） （ I P 通信網サービス契約の解除等に伴う I P 通信網サービス付加機能利用契約の扱い） 第14条の62 （略） 2 当社は、 I P 通信網サービス付加機能利用契約が当社の I P 通信網サービス契約約款、COTOHA Voice DX Basic サービス契約約款及び「COTOHA Call Center サービス」契約約款に定めるところにより、 I P 通信網サービス利用権（ I P 通信網サービス契約者（当社の I P 通信網サービス契約約款、COTOHA Voice DX Basic サービス契約約款又は「COTOHA Call Center サービス」契約約款に基づき I P 通信網サービス契約を締結した者をいいます。以下同じとします。）がその I P 通信網サービス契約に基づき、 I P 通信網サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡をし、承認を受けたときは、その I P 通信網サービス付加機能利用契約を解除したものとします。 3～4（略） 第9節（略） 第6章～第15章（略）	目次（略） 第1章～第4章（略） 第5章 第1節～第7節（略） 第8節 第14条の54～61（略） （ I P 通信網サービス契約の解除等に伴う I P 通信網サービス付加機能利用契約の扱い） 第14条の62 （略） 2 当社は、 I P 通信網サービス付加機能利用契約が当社の I P 通信網サービス契約約款及びCOTOHA Voice DX Basic サービス契約約款に定めるところにより、 I P 通信網サービス利用権（ I P 通信網サービス契約者（当社の I P 通信網サービス契約約款又はCOTOHA Voice DX Basic サービス契約約款に基づき I P 通信網サービス契約を締結した者をいいます。以下同じとします。）がその I P 通信網サービス契約に基づき、 I P 通信網サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡をし、承認を受けたときは、その I P 通信網サービス付加機能利用契約を解除したものとします。 3～4（略） 第9節（略） 第6章～第15章（略）

別記

1～9の3（略）

9の4 CX サポートサービスの提供

- (1) 当社は、地域指定着信課金機能又は地域指定特定番号着信機能を利用している契約者から請求があったときは、その着信課金番号又は特定着信番号について次表に掲げる CX サポートサービス（以下、別記9の4から9の9において「本サービス」といいます。）を提供します。この場合、その契約者は、料金表第7表（CX サポートサービスの提供に係る料金）に規定する料金の支払いを要します。

区 別	内 容
CX サポートサービス	(1)本サービスの申込単位で、地域指定着信課金機能及び地域指定特定番号着信機能の料金請求情報等の本サービス提供開始日以降のデータ（以下「料金請求データ」といいます。）を集計し、グラフ等に可視化するサービスです。
	(2)CX サポートサービスには、次表に掲げるプランがあります。
	無料プラン (略)
	スタンダードプラン (略)

別記

1～9の3（略）

9の4 CX サポートサービスの提供

- (1)（略）

区 別	内 容
CX サポートサービス	(1)（略）
	(2)CX サポートサービスには、次表に掲げるプランがあります。
	無料プラン (略)
	スタンダードプラン (略)

(3)CX サポートサービスには次表に掲げる追加機能があります。

<u>混雑状況表示機能</u>	<u>(1)料金請求データの一部（時間帯別完了率）を利用して作成する曜日時間帯別の相対的な混雑状況（以下、「混雑状況」といいます。）を表示する機能です。</u> <u>(2)登録 ID 単位で申込みのあった着信課金番号又は簡易着信課金番号毎に混雑状況を表示する URL を通知します。</u> <u>(3)本追加機能はスタンダードプラン契約者に限り提供します。</u> <u>(4)混雑状況表示に利用するデータ（以下、「混雑状況データ」といいます。）は、スタンダードプランの料金請求データの一部を基に集計したデータとなります。混雑状況表示機能の申込日から最大3営業日以内に集計を実施しますが、集計するデータは集計実施日前日から遡って最大30日間のデータとなります。</u>
-----------------	---

9の4の2～9の5（略） 9の6 データに関する責任 (1) 当社がサービス提供のために契約者から取得した契約者の料金請求データ、詳細集計データ及び保存データの所有権は契約者にあり、そのデータが滅失、毀損若しくは漏洩した場合又は滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、その結果契約者又は第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、当社は、原因の如何を問わず責任を負わないものとします。 (2) (略) (3) 料金請求データ、詳細集計データ、保存データ及び本サービスにより契約者に提供される結果については、当社はその内容等について保証を行わず、また、それに起因する損害についても責任を負わないものとします。また、本サービスにより契約者に提供される結果は実際の請求料金と異なる場合があります。 9の7（略） 9の8 データの削除 当社は、本サービス又は地域指定着信課金機能及び地域指定特定番号着信機能の廃止のほか、特定の契約者に対する当社又は契約者が行う本サービス又は地域指定着信課金機能及び地域指定特定番号着信機能の全部の廃止があったときは、廃止日以降の料金請求データの取得を停止し、料金請求データ、詳細集計データ及び保存データを削除します。なお、特定の契約者に対する当社又は契約者が行う地域指定着信課金機能及び地域指定特定番号着信機能の一部の廃止があったときは、次表のとおりデータを削除します。<u>この場合において、当社は、データの削除に起因する契約者又は第三者に発生した直接又は間接の損害について責任を負わないものとします。</u> (略)	9の4の2～9の5（略） 9の6 データに関する責任 (1) 当社が本サービス提供のために契約者から取得した契約者の料金請求データ、詳細集計データ、保存データ及び混雑状況データの所有権は契約者にあり、そのデータが滅失、毀損若しくは漏洩した場合又は滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、その結果契約者又は第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、当社は、原因の如何を問わず責任を負わないものとします。 (2) (略) (3) 料金請求データ、詳細集計データ、保存データ、<u>混雑状況データ</u>及び本サービスにより契約者に提供される結果については、当社はその内容等について保証を行わず、また、それに起因する損害についても責任を負わないものとします。また、本サービスにより契約者に提供される結果は実際の請求料金と異なる場合があります。 9の7（略） 9の8 データの削除 <u>(1) 当社は、本サービス又は地域指定着信課金機能及び地域指定特定番号着信機能の廃止のほか、特定の契約者に対する当社又は契約者が行う本サービス又は地域指定着信課金機能及び地域指定特定番号着信機能の全部の廃止があったときは、廃止日以降の料金請求データの取得を停止し、料金請求データ、詳細集計データ、保存データ及び混雑状況データを削除します。なお、特定の契約者に対する当社又は契約者が行う地域指定着信課金機能及び地域指定特定番号着信機能の一部の廃止があったときは、次表のとおりデータを削除します。</u> (略) <u>(2) 当社は、スタンダードプランの廃止、混雑状況表示機能の廃止があったときは、登録IDに対する廃止日以降の混雑状況データの取得を停止し、当該廃止日から5営業日以内に混雑状況データを削除します。また混雑状況表示機能の登録対象である着信課金番号又は簡易着信課金番号が登録対象外となったときは当該着信課金番号又は簡易着信課金番号に対する混雑状況データを削除します。</u>
---	--

9の9 データのバックアップ

- (1)契約者は必要に応じ自らの責任で料金請求データ、詳細収集データ及び保存データのバックアップを取るものとし、当社は、契約者がバックアップを行わなかったこと、またバックアップを行った際の方法及びその結果について責任を負わないものとします。
- (2)契約者は、本サービスに係る契約が終了等するときには、料金請求データ、詳細収集データ及び保存データを、自己の責任と費用負担において、必要に応じ退避するものとします。
- (3) (略)

10～10の5の2 (略)

10の6 I P通信網サービス契約

- (1) 地域指定着信課金機能及び地域指定特定番号着信機能に契約が可能なもの

契約の種類	契約約款の名称
第6種シェアードI P－P B Xサービスに係る契約 第2種ドットフォンサービスに係る契約 (タイプ1に係るものに限ります。)	I P通信網サービス契約約款
COTOHA Call Centerサービスに係る契約	「COTOHA Call Centerサービス」契約約款
COTOHA Voice DX Basicサービスに係る契約	COTOHA Voice DX Basicサービス契約約款
当社のI P電話設備により提供される卸電気通信役務に係る契約(当社と個別に卸契約を締結しているものに限ります。)	－
備考 この表に規定する全ての契約の種類において、卸電気通信役務に係るものを含むものとします。	

(3)前各号の場合において、当社は、データの削除に起因する契約者又は第三者に発生した直接又は間接の損害について責任を負わないものとします。

9の9 データのバックアップ

- (1) 契約者は必要に応じ自らの責任で料金請求データ、詳細収集データ、保存データ及び混雑状況データのバックアップを取るものとし、当社は、契約者がバックアップを行わなかったこと、またバックアップを行った際の方法及びその結果について責任を負わないものとします。
- (2) 契約者は、本サービスに係る契約が終了等するときには、料金請求データ、詳細収集データ、保存データ及び混雑状況データを、自己の責任と費用負担において、必要に応じ退避するものとします。
- (3) (略)

10～10の5の2 (略)

10の6 I P通信網サービス契約

- (1) 地域指定着信課金機能及び地域指定特定番号着信機能に契約が可能なもの

契約の種類	契約約款の名称
第6種シェアードI P－P B Xサービスに係る契約 第2種ドットフォンサービスに係る契約 (タイプ1に係るものに限ります。)	I P通信網サービス契約約款
COTOHA Voice DX Basicサービスに係る契約	COTOHA Voice DX Basicサービス契約約款
当社のI P電話設備により提供される卸電気通信役務に係る契約(当社と個別に卸契約を締結しているものに限ります。)	－
備考 この表に規定する全ての契約の種類において、卸電気通信役務に係るものを含むものとします。	

- (2) 削除
- (3) 削除

11～13 (略)

料金表

通則 (略)

第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)

第1 基本料金

1 適用 (略)

2 料金額

2-1 回線使用料 (基本料) (略)

2-2 付加機能使用料

(1) (2)以外の付加機能に係るもの

区 分			料 金 額	
			臨時以外 のもの (月額)	臨時の もの (日額)
地域 指定 着信 課金 機能 (フリーダイヤル)	基本 機能	(略)		
	追加 機能	(略)		
	備考	1～84 (略)		
		85 接続先情報通知機能は、この機能を利用する契約者が利用回線、I P 通信網サービス利用回線 (「 COTOHA Call Centerサービス 」 契約約款及びCOTOHA Voice DX Basicサービス契約約款 に係るものを除きます。) 又は他社直収電話等利用回線を利用している場合に限り提供します。		
		(略)		

- (2) 削除
- (3) 削除

11～13 (略)

料金表

通則 (略)

第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)

第1 基本料金

1 適用 (略)

2 料金額

2-1 回線使用料 (基本料) (略)

2-2 付加機能使用料

(1) (2)以外の付加機能に係るもの

区 分			料 金 額	
			臨時以外 のもの (月額)	臨時の もの (日額)
地域 指定 着信 課金 機能 (フリーダイヤル)	基本 機能	(略)		
	追加 機能	(略)		
	備考	1～84 (略)		
		85 接続先情報通知機能は、この機能を利用する契約者が利用回線、I P 通信網サービス利用回線 (COTOHA Voice DX Basicサービス契約約款に係るものを除きます。) 又は他社直収電話等利用回線を利用している場合に限り提供します。		
		(略)		

地域指定特定番号着信機能 (ナビダイヤル)	基本機能	(略)
	追加機能	(略)
	備考	1～50 (略) 51 接続先情報通知機能は、この機能を利用する契約者が利用回線、I P 通信網サービス利用回線（「 COTOHA Call Centerサービス 」契約約款及びCOTOHA Voice DX Basicサービス契約約款に係るものを除きます。）又は他社直収電話等利用回線を利用している場合に限り提供します。
		(略)
(略)	(略)	

第2 通話に関する料金 (略)

第2表～第6表 (略)

第7表 CXサポートサービスの提供に係る料金

1 適用 (略)

2 料金額 (月額)

区別	単位	料金額
無料プラン	—	—
スタンダードプラン	登録IDごとに	25,000円 (27,500円)

地域指定特定番号着信機能 (ナビダイヤル)	基本機能	(略)
	追加機能	(略)
	備考	1～50 (略) 51 接続先情報通知機能は、この機能を利用する契約者が利用回線、I P 通信網サービス利用回線（COTOHA Voice DX Basicサービス契約約款に係るものを除きます。）又は他社直収電話等利用回線を利用している場合に限り提供します。
		(略)
(略)	(略)	

第2 通話に関する料金 (略)

第2表～第6表 (略)

第7表 CXサポートサービスの提供に係る料金

1 適用 (略)

2 料金額 (月額)

区別	単位	料金額
無料プラン	—	—
スタンダードプラン	登録IDごとに	25,000円 (27,500円)

			追加機能 <table><tr><td rowspan="4">混 雑 状 況 表 示 機 能</td><td>着信課金番号と簡易着信課金番号の合計数（以下、「合計番号数」といいます）が1番号までの登録</td><td>登録IDごとに</td><td>—</td></tr><tr><td>合計番号数が50番号までの登録</td><td>登録IDごとに</td><td>25,000円（27,500円）</td></tr><tr><td>合計番号数が200番号までの登録</td><td>登録IDごとに</td><td>50,000円（55,500円）</td></tr><tr><td>合計番号数が1,000番号までの登録</td><td>登録IDごとに</td><td>100,000円（110,000円）</td></tr></table>	混 雑 状 況 表 示 機 能	着信課金番号と簡易着信課金番号の合計数（以下、「合計番号数」といいます）が1番号までの登録	登録IDごとに	—	合計番号数が50番号までの登録	登録IDごとに	25,000円（27,500円）	合計番号数が200番号までの登録	登録IDごとに	50,000円（55,500円）	合計番号数が1,000番号までの登録	登録IDごとに	100,000円（110,000円）
混 雑 状 況 表 示 機 能	着信課金番号と簡易着信課金番号の合計数（以下、「合計番号数」といいます）が1番号までの登録	登録IDごとに	—													
	合計番号数が50番号までの登録	登録IDごとに	25,000円（27,500円）													
	合計番号数が200番号までの登録	登録IDごとに	50,000円（55,500円）													
	合計番号数が1,000番号までの登録	登録IDごとに	100,000円（110,000円）													
備考 ・登録IDは本サービスの申込単位に払い出しします			備考 ・登録IDは本サービスの申込単位に払い出しします ・混雑状況表示機能の利用開始日を含む料金月については日割せず、翌料金月から料金を適用します。 ・各登録IDについて、特定の合計番号数の登録を行った場合は、登録日から起算して1か月の間他の合計番号数への変更はできません。													

	<u>附 則（令和 7 年 4 月 16 日 C A S 1 サ第000400007495-01号）</u> <u>（実施期日）</u> <u>1 この改正規定は、令和 7 年 4 月 21 日から実施します。</u> <u>（経過措置）</u> <u>2 CXサポートサービスのスタンダードプランに係る契約者が、令和 7 年 4 月 21 日から令和 7 年 7 月 31 日までに混雑状況表示機能の申込みを行い、当社がその申込みを承諾した場合、申込日を含む料金月から最大 3 料金月分（令和 7 年 8 月利用分までの料金に限ります。）の混雑状況表示機能に係る料金を適用しません。</u>
--	---